

「(仮称)向日市男女平等をめざす男女共同参画条例」骨子案に対する意見と向日市男女共同参画推進懇話会の考え方

1 意見募集期間

平成17年9月15日(木)～9月30日(金)

2 意見総数

175件(39人)

「(仮称)向日市男女平等をめざす男女共同参画条例」骨子案に対する意見と向日市男女共同参画推進懇話会の考え方

項目	意見	考え方
骨子全体について	共同参画が社会にもたらすメリットが伝わりにくい。共同参画をしないといけないという道徳本的なトーンになっているように思う。男女共同参画施策を推進したらメリットが出るはずだから、こういう活動に補助していきこうというようなものが見えてこない。	1 本条例は、男女共同参画社会を実現するための基本的な事項を定めており、具体的な施策については、今後、男女共同参画計画の中に盛り込んでいくものです。
	理念で具体策は盛り込まないものか？	
	条例を作っていただくことは結構ですが、条例が具体的にどのように役立つのかわからない。	2 生活のあらゆる場、家庭、学校、地域、職場において、男女共同参画が推進されることを旨としています。
	条例に基づき、さらに何が決まるのか？	
	「男女」という言葉について 男性優位のイメージが見られる。別に「女男」でも意味は通じるわけです。何年かごとに「男女」「女男」と文字を逆転した表記をするだけでもイメージが違ってくると思われる。	3 この条例においては、「男女」で統一しています。市も男女共同参画施策の中で「女と男のいきいきフォーラム」という名称の事業を実施しています。男女のどちらを先に表記するかも固定イメージの解消になりますが、男も女も「人」として人権が尊重される社会を目指すことが大切であると考えています。
	男女平等と言っても、親たちの常識、子どものしつけなど今の教育から直していかないといけない。	4 「教育における男女共同参画」の推進の項目の中で、言及しています。
	骨子案を読ませていただくと、女性側の権利取得だけを主張しているのに他ならず、それぞれの権利を要求するものであってはならない。	5 「男女共同参画」とは、「向日市男女共同参画推進条例の制定に向けての提言」(以下「条例の提言」という。)定義2(1)で示しているとおりです。
	「男女は相互協力によってこそ、家庭も社会も国家も成り立つ」ということを強調してほしい。	6 条例の提言は、基本法と同様に男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されることを基本理念としており、この人権の享有主体は、すべての人です。
	女性として「母親の責任」「母性の重要性」「家庭の大切さに」対して言及されていない。	男女共同参画社会とは、性別による差別的取扱いやドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなどの性に起因する暴力がなくなり、男女の互いの尊厳が守られる中、男女が家庭、学校、職場、地域その他社会の様々な分野で、その持てる力を十分に発揮することができる社会の実現を目指しています。
	男女共同参画条例の内容は、今更訴えるべき内容ではないのではないのか。何が問題だとして書かれているのか。	
	「固定的役割分担意識の解消」という名目で、家庭においても重要な役割を担っている主婦を切り捨てていきこうとする今の行政には反対	7 男女共同参画社会は、専業主婦を否定するものではなく、多様化した女性の生き方の選択肢の一つであります。

「(仮称)向日市男女平等をめざす男女共同参画条例」骨子案に対する意見と向日市男女共同参画推進懇話会の考え方

<p>する。</p> <p>条例骨子案の主なポイントの4の「教育における男女平等の推進」とあるが、どのような平等のことを言っているのか？ 今、現在、何の不平等があるのか？</p>		<p>8 男女共同参画の推進は、すべての人を対象にしていることから、教育の場でも男女共同参画を推進していくものです。</p>
<p>条例骨子案の主なポイントの3に「主体的な取組と連携・協働することを定める」とあるが、主体的な取組とは何をさしているか。明確にすべきである。</p>		<p>9 条例の提言の基本理念に掲げています。</p>
<p>基本的な事項を定める条例としては、12項目に亘って男女共同参画推進のための必要な事項が網羅されており、充分だと思う。</p>		<p>10 ご趣旨を踏まえました。</p>
<p>男女共同参画社会の実現については、男女ともに今なお存在する昔からの家父長制度意識、未だに残る男性の女性蔑視やジェンダー意識の払拭、社会や職場における女性自身の消極性(企画、立案、リーダーシップ)などが克服すべき最大課題だと思う。</p>		
<p>真の意味の男女共同参画は賛成だが、「性別にかかわらず」と言っただけで、「ジェンダーフリー」を意味してしまう男女共同参画には反対です。 骨子案の中の「あらゆる分野の性別間の格差」という表現は、性差否定＝ジェンダーフリーまでいってしまう危険性がある。</p>		<p>11 「男女共同参画」についての考え方は、条例の提言2定義(1)男女共同参画で示しています。</p>
<p>男女の性別役割分担での寄り寄り合いをなくし、社会から押しつけられてきた性役割を見直すチャンスかもしれない。 固定観念に縛られず、経済的、精神的、生活的自立、言葉だけに流されず、「自分のことは自分でできる」この基本的な事ができ、自分らしく生きる為に、自分の責任で選びとっていく、個人の意識とともに、社会の意識を変えていく姿勢が必要ではないか。</p>		<p>12 ご趣旨を踏まえました。</p>
<p>男女共同参画の推進には、社会教育関係団体等民間の団体の活動が不可欠であるが、全体を通して市民、事業者と並んで、「民間の団体」がないのが気がかりである。</p>		<p>13 条例の提言2定義(4)事業者の中に入れてあります。</p>
<p>意見募集の発表と募集期間が短い。 懇話会の名簿の公開について 意見募集の再検討を要望する。</p>		<p>14 募集期間については、向日市のパブリックコメント制度を制定される際に反映していただきます。男女共同参画推進懇話会については、原則公開しています。</p>
<p>私は、基本法や府条例にしたがい「講ずる」という表現を「講じる」に変えている。また、主語として「市は」のところを「本市は」とした。いずれも条例作成要項にしたがってほ</p>		<p>15 文言の表現等は、法制上統一します。</p>

「(仮称)向日市男女平等をめざす男女共同参画条例」骨子案に対する意見と向日市男女共同参画推進懇話会の考え方

	<p>しい。条例案の最終チェックは法律の専門家に委ねられると思う。</p> <p>4以降小項目の番号が(1)、(2)・・・から・・・に変わり又、11基本的施策はとなっている。統一してほしい。</p>	
名称について	<p>向日市男女平等参画条例</p> <p>向日市男女平等社会の実現をめざす男女共同参画推進条例</p> <p>向日市男女共同参画推進条例</p> <p>「男女平等をめざす」は必要ないと思う。</p> <p>(案)は2度も「男女」が入っている。「向日市男女共同参画条例」など</p>	<p>16 男女共同参画社会は、男女平等の実現を当然の前提としたものであり、男女共同参画社会基本法の精神を推進していくという意味で「推進条例」とするのが適当であることから、「向日市男女共同参画推進条例」とします。</p>
前文について	<p>前文だけを「です、ます調」で表現することの可否？</p> <p>良き伝統文化は継承し、「男らしさ、女らしさ」を大切にする。家庭の概念が出てこない。家庭の大切さを入れるべきであると思う。</p> <p>京都府の条例に入っている次のような内容が適当でないかと思えます。 「男女共同参画社会の実現に向けた取組は、人と人との絆を大切に、家庭を営む男女にあっては相互に家庭を大切にしながら、家庭や学校、職域、地域等あらゆる場において、男女が心と心で結びあい、支え合いながら、また、男女の違いを認め合いながら、お互いの存在を高め合い、心豊かな関係を築いていく上で重要である」</p> <p>男性と女性は人として平等な存在であり、性別に関わらず個人として尊重されなければならないことは日本国憲法にうたわれています。向日市は気候・風土に恵まれた穏やかな地域で、文化・歴史は古く古代にさかのぼり、平安遷都の前10年間、長岡京という都が栄えた中心地です。また、1960年頃から大阪、京都への交通の便が良いことから、ベットタウンとなり、保育所・学童保育(留守家庭児童会)が他の地域より早く充実し、近隣から共働き家庭や若い世代が転入し、人口が増えてきました。 1991年には「向日市女性行動計画」が策定され、様々な施策の推進をしてきました。しか</p>	<p>17 条例の文体に規制はありません。市民の方がより、親しみやすく、読みやすい文書を考えています。</p> <p>18 条例の提言の前文及び3基本理念(4)で言及しています。</p> <p>19 ご意見を参考にさせていただき、次のよう改めました。「すべての市民一人ひとりの人権が尊重され、家庭や学校、職場、地域等あらゆる場において、男女が支え合い、違いを認め合い、お互いの存在を高め合い、多様な生き方を認め合って、誰もがいきいきと暮らすことができる向日市を築くため、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画の総合的な取組を進める条例を制定します」</p> <p>20 議論の参考にさせていただきました。</p>

「(仮称)向日市男女平等をめざす男女共同参画条例」骨子案に対する意見と向日市男女共同参画推進懇話会の考え方

	<p>し、依然として性別による役割を固定的に捉える意識や、社会慣習などが根強く残っており、男女平等の達成には一層の努力が必要です。そこですべての向日市民が、家庭、職場、学校、地域などあらゆる場において性別に関わらず、個人として尊重され、男女が平等な立場で参画できる社会の実現が重要と考え、総合的かつ計画的に推進するためこの条例を制定します。</p> <p>「…男女平等の実現を位置付けた」を「…男女共同参画社会の実現を位置付けた」に変更</p> <p>骨子案に賛同する。</p>	
	<p>1行目の「しかし」という接続語が文頭にくることはあり得ない。「現実には」を「現在でも」または「今日においても」に変更した方がよい。</p>	<p>21 今回、ご意見を頂くために前文を4段落にしたものであり、「しかし」を文頭に用いることはありません。</p>
	<p>前文4行目の「固定的な役割分担意識」を「固定的役割分担」に変える。</p> <p>「すべての市民一人ひとりの人権が尊重され…向日市を築くため、」を「男女共同参画の実現は、市民一人ひとりの人権が尊重され…向日市を築く上で不可欠であると認識し、」下線部分追加又は変更。</p> <p>「…男女共同参画の総合的な取組みを進める条例を制定します。」を「…男女共同参画の取組みを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。」に変更</p> <p>「7.67 平方キロと西日本一市域面積の小さなまち向日市は」を「向日市は、面積7.67 平方キロと西日本一小さなまちですが」に変更</p>	<p>22 議論の参考にさせていただきました。</p>
	<p>「7.67 平方キロと西日本一市域面積の小さなまち」について何を表現したいのかわからない。</p>	<p>23 市の特徴として表現しています。</p>
<p>目的について</p>	<p>「…男女共同参画の施策の…総合的かつ計画的に推進する。」を「…男女共同参画の推進に関する施策の…総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」に変更する。(下線部分追加)</p>	<p>24 条例の提言に採用させていただきました。</p>
	<p>基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、施策の推進に関する基本的事項を定めることにより、男女平等参画社会の実現を推進する。</p>	<p>25 議論の参考にさせていただきました。</p>
<p>定義「男女共同参画」</p>	<p>「男女が、…自らの意思によって…もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に</p>	<p>26 議論の参考にさせていただきました。</p>

「(仮称)向日市男女平等をめざす男女共同参画条例」骨子案に対する意見と
向日市男女共同参画推進懇話会の考え方

	責任を担うことをいう」下線部分のとおりに変更する。	
	「男女が社会の対等な構成員として」を「男女がお互いの協力のもと社会を構成し」に替える。	
	男女平等参画 21世紀のわが国社会の重要課題として、男女平等を位置づけ、「男女共同参画社会基本法」を制定した。性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度や慣行が、男女の活動の自由な選択を阻害しないこと。また、重要な決定に企画の段階から女性が参画し、意見を反映させ、男女が平等に生きやすく、ともに責任を担うこと。	27 条例の提言は、基本法に基づき「男女共同参画」といたしました。又、文言については、ご趣旨を踏まえ議論の参考にさせていただきました。
定義「積極的格差是正措置」	「積極的格差是正措置」の中で「不利な状況にある性に対し」とありますが具体的にはどのようなことか？	28 「不利な状況」では、わかりにくいことから、「不利な状況」の前に「社会的に」を挿入しました。
	「積極的格差是正措置」の箇所で格差是正の機会を積極的に提供すると言われる動機には、一方的被害意識があるように思える。とても抽象的な書き方なので中身が何なのかがよく見えてこない。これが条例化されると現場においてどのようになされるかとても心配になる。	29 内容については、基本法の「積極的改善措置」と同じです。社会の様々な分野における活動に参画する機会に関して、格差がある場合に、暫定的に必要な範囲において、格差の生じている男女のいずれか一方に対して、積極的に機会を提供していくものです。
	「積極的格差是正措置」は、あくまでも「機会の均等」が得られない場合のみ、緊急的かつ一時的に行う措置であり、逆差別がおこらないためにも「機会の均等」が得られ次第即廃止するものという趣旨を絶対間違えることのないようにしていただきたい。	30 格差を是正するために必要な範囲内において行われることを規定しており、男女間の参画する機会の格差について問題がなくなれば、積極的格差是正措置を講ずる必要もなくなります。その意味では、暫定的な措置という意味もこの中に含まれます。
	(2)を削除	31 条例の提言は「積極的格差是正措置」とします。
	「積極的格差是正措置」を「積極的改善措置」に変更	
	「男女の格差」については、「改善する」というのではなく、「是正する」という積極的な内容とする。女性が排除されてきた意思決定過程の中核などに女性を積極的に加えることである。	
定義「市民」	活動する者は市民とは呼べない。	32 議論の参考にさせていただきました。
	住民登録に関わらず、市に住む人、市に働く人、市に学ぶ人などをいう。	
定義「事業者」	市内において公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業や活動を行なうものをいう。	33 議論の参考にさせていただきました。

「(仮称)向日市男女平等をめざす男女共同参画条例」骨子案に対する意見と
向日市男女共同参画推進懇話会の考え方

定義「セクシュアル・ハラスメント」	ハラスメントを性別やセクシュアルにかかわりなく、老若男女問わず、あらゆるハラスメントを解決すべきではないでしょうか。ハラスメントを性別やセクシュアルに限定し、歪曲することこそ、ハラスメントの実態を見にくくし、差別が根絶されない一番の原因であると考えます。	34 セクシュアル・ハラスメントの定義は、男女雇用機会均等法に準じています。
	「性的な言動により相手方の生活環境を害すること…」を「相手方の意に反した性的な言動により、職場や学校、地域等における環境を害したり、…」に変更。	35 議論の参考にさせていただきました。
	性的な言動により他のものを不快にさせ、その者の就業環境、その他の生活環境を害すること、又は、性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。	
定義「ドメスティック・バイオレンス」	経済的暴力とはどのようなことか。	36 経済的暴力とは、「生活費等のお金を渡さない」などをさします。
	「配偶者など親密な関係にある者からの身体に対する暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。こうした暴力や言動は、同居する児童に心理的外傷を与えるとして、児童虐待に含まれる。」に変更	37 「児童虐待防止法」第2条に明記されていることから参考にさせていただきます。
	「配偶者、恋人など親密な関係にある男女間における身体的又は、精神的苦痛を与える暴力、その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。」	38 議論の参考にさせていただきました。
基本理念について(1)	個人の人権尊重 性別にかかわらずすべての人間が多様な存在であることを認め、誰もがその人らしく伸びやかに生きられる社会をめざし、真の意味で多様な個性を発揮、尊重し合い「みんな違って、みんないい」と考える対等な存在としての人間関係をめざす。	39 議論の参考にさせていただきました。
基本理念について(2)	この文言は、最初から男女別の制度、慣習、文化を否定するもので、絶対に見直させてみせるといふエゴイズムを感じる。	40 男女共同参画社会は、基本法の前文に規定されているように、性別にかかわらず、男女がその個性と能力を十分に発揮することができる社会のことであり、男女別の制度や文化を全て否定しようとするものではありません。
	どこまでが固定的か、又そのような文化が全て差別になるか疑問である。	
	「男らしさ、女らしさ、伝統的な性別役割分担を否定することなく」を明記すべき。	
	性別による固定的役割分担に基づく制度や慣行が見直され、個人が自由に選択できるように。	41 ご趣旨を踏まえしました。
	「…社会における制度、又は慣行は、あらゆる人の自由な選択に対して影響を及ぼすこと	42 条例の提言は「男女共同参画社会の形成にあたっては、社会における制度又は慣行が、

「(仮称)向日市男女平等をめざす男女共同参画条例」骨子案に対する意見と
向日市男女共同参画推進懇話会の考え方

	<p>のないよう見直されるべきこと。」を「…社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されるべきこと。」に変更</p>	<p>男女の社会における自由な活動の選択を阻害することがないように配慮されるべきこと」といたしました。</p>
基本理念について(3)	<p>「家族を構成する男女が」とあるが、家族を構成する男女だけでなく、家族を構成していない人でもすべての人の問題です。</p>	<p>43 この項については、「家族を構成する男女」を対象として規定しています。</p>
	<p>「家族を構成する男女が」とあるが、なぜ、このような書き方をするのか。この言葉を使われる意図は何なのか。</p>	<p>44 男女共同参画を推進する視点から男女の多様な生き方の1つである「家族を構成する男女」の項を設けています。</p>
	<p>家庭生活の活動とその他の活動とを両立できるの「両立」という言葉よりも「共生」、「共存」や「バランス」という表現のほうがふさわしいのではないかと思う。</p>	<p>45 議論の参考にさせていただきました。</p>
	<p>この内容はわざわざ家庭内のことまで立ち入って規定するようなものではないと思う。「社会の支援の下」という言葉をあえて入れることに家族の中にまで介入して男・女の別をなくしてしまおうとするのは間違っている。このような条例を通すことは、子どもに対する教育・養育ひいては青少年の育成に多大な影響を与え家庭の崩壊につながる。</p>	<p>46 この基本理念は、家庭生活において、男女が相互に協力しあい、また、社会の支援を受ける中で、子どもの養育や介護などを家族の一員として役割を果たし、その上で、自らの意志に基づく社会活動なども両立できるようにすることで専業主婦や共働き家庭にかかわらず、一人の人間として生き方の幅を広げるものです。</p>
	<p>これは共働き家庭だけを支援することになり、専業主婦を否定することになる。共働き家庭の支援はあってもよいが、それを基本理念にしたら、条例上、専業主婦の居場所はどこにあるのか。この基本理念は、そういう伝統的生き方を全否定するものである。</p>	
	<p>家庭生活は活動と言う表現は適切ではない。家庭生活は、単なる労働ではないことを明記すべきである。</p>	<p>47 議論の参考にさせていただきました。</p>
	<p>「…家族の介護などの家庭生活の活動とその他の活動とを両立できる…」を「…家族の介護などの家庭生活における活動とその他自らの意思に基づく社会における活動とを両立できる…」に変更。</p>	
<p>家庭生活における活動と他の活動の両立 人は、長年にわたる家庭生活の中で、人間どうしの尊敬や愛情を持ち合える関係をつくり、夫婦・親子の絆は「共に支えあうつながり」となる。社会・職業生活の中で安心・安全の仕組みを守る環境をつくる。そのために以下の事項が重要。</p>		

「(仮称)向日市男女平等をめざす男女共同参画条例」骨子案に対する意見と向日市男女共同参画推進懇話会の考え方

	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・学童保育所（留守家庭児童会）の条件整備と拡充。 ・男女ともにゆとりを持って仕事・家庭・育児・介護に関われる環境整備（ワークライフバランス）。 ・老・障・幼の統合化・社会化・保険化。 <p>サービスを利用する当事者が（高齢者・障害者・子どもなど）がユーザーユニオンを作り、必要な権利を主張し、社会全体で支える老・幼・障の統合保険制度。</p>	
<p>基本理念について(4)</p>	<p>「生涯にわたる健康と性と生殖に関して、自らが決定する権利」は認められるべきではない。</p> <p>現在、青少年の犯罪が低年齢化している時に「生涯にわたる健康と性と生殖に関して、自らが決定する権利を十分に尊重すること」は、それを助長するものではないか。孫たちのことを思うと断固反対します。特に性と生殖に関しての内容は慎重にすべきだと思う。</p> <p>性と生殖について自らが決定するという内容について、男女間において例えば、妊娠した場合やはり女性(妻)が自ら決定するというよりも、相手の男性(夫)とよく相談し、双方の意思を尊重して決定していくことが大切だと思う。</p> <p>また、青少年、少女の方について、性のことを自らが決定するというよりも結婚の時まで自らの心身を成長させて待つという考えが大切だと思う。</p> <p>自らが行為に決定する権利を十分尊重することなどの表現は変えていただきたい。</p> <p>京都府の条例の内容が適当と考えます。</p> <p>「男女共同参画の推進は、男女がお互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関する事項について双方の意思が基本的に尊重されること及び生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすることを旨として、行わなければならない。</p> <p>「自らが決定する権利を十分尊重する」とあるがこの言葉は、とても危険な言葉で、安易に使うべきではない。</p>	<p>48 性と生殖についての女性の自己決定権という考え方は、最終的には、妊娠・出産をその身に担う女性の意思が尊重されなければ、女性の個人としての尊厳、生命の安全は保障されないという認識に基づくものです。</p> <p>1994年の国際人口・開発会議の行動計画において、「性と生殖の健康と権利」として提唱され、又、1995年の第4回世界女性会議で日本国を含む世界189か国の賛成で「北京行動綱領」として採択されるなど、その理念は、国内的・国際的にも認知されています。しかし、「性と生殖」は一般的にわかりにくいことや、誤解されやすいことなどには、十分留意いたしました。</p>

「(仮称)向日市男女平等をめざす男女共同参画条例」骨子案に対する意見と
向日市男女共同参画推進懇話会の考え方

	<p>次の内容を追加して下さい。 生涯を通じて生殖に関する健康・権利を確保していく上で、正しい知識を発達段階に応じて学ぶ仕組みが重要である。</p> <p>「…互いの性を理解し、生涯にわたる健康と性と生殖に関して、自ら決定する権利を十分に尊重すること。」を「…互いの性を理解し、性と生殖に関し、双方の意思が基本的に尊重されること及び生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすること。」に変更。</p> <p>「生涯にわたる健康と性と生殖」については、これは国際的合意を得られていない。「自らが決定する権利」は、子どもを産む産まないは、男女双方の合意によって決めるべきもの。個人の権利には馴染まない。又、胎児の生命権を抹殺することにもなりかねない。</p> <p>この条文は、「性の抑圧からの解放」という主観的過ぎる考え方に根ざしているように思われる。男性と女性がそれぞれ父親、母親として愛情の責任を果たし、子どもを育てることが重要である。それを支援する「家族条例」の制定が必要である。</p> <p>生涯にわたる健康と性と生殖に関する権利の尊重</p> <p>1994年の国連主催の国際人口・開発会議で採択されたカイロ行動計画に大きく取り入れられた概念「生殖の過程が身体的、精神的、社会的に良好な状態で安全で満足な性生活を営めること、子どもを産むかどうか、いつ何人産むかを決定する自由をもつ」ことを含むものであり、当然ながら国内法制に適合している。生涯を通じて生殖に関する健康・権利を確保していくうえで、正しい知識を十代から学ぶしくみが決定的に重要である。</p> <p>女性が生涯において健康と性、生殖に関することがらを自己決定できるように</p>	
<p>基本理念について(5)</p>	<p>「性同一性障害」を盛り込んだことが新鮮でかつ進歩的で素晴らしい。</p> <p>「性同一性障害」など特殊性を帯びた内容の文言を基本理念の中に盛り込むことは、必要でないので削除すべきである。</p> <p>「男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人等…」この項はない方がよい。</p> <p>男女共同参画と「性同一性障害を有する人等、その他あらゆる人の人権についても配慮すべ</p>	<p>49「性同一性障害を有する人等」の「等」については、いろいろなものを自由に解釈することから、法的に認知されている「性同一性障害」のみを規定し、条例の提言には、「男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、その他あらゆる人の人権についても配慮されるべきこと」とします。</p>

「(仮称)向日市男女平等をめざす男女共同参画条例」骨子案に対する意見と向日市男女共同参画推進懇話会の考え方

	<p>き」とどのような関係があるのか？</p> <p>性同一性障害を有する人等とある「等」の中には、同性愛者、両性愛者、小児性愛者、変態性愛者などあらゆる性癖の人が含まれ、それらの人の人権を尊重するのか。</p> <p>これは、堺市と同じ内容で「同性愛条項」と呼ばれ問題が多いとされているので、ここまで規定する必要はない。</p>	
基本理念について(6)	<p>「国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮して行うこと」の意味がわかりにくい。</p> <p>「国際社会における取り組み」とは何を差していることなのか明確ではありません。又「密接な関係を有していることを考慮して行うこと」は必要ありません。</p> <p>国際的協調 男女平等参画社会の形成は、国際機関と情報交換し、国際的な取り組みと協調、連携する。</p> <p>「取り組み」を「取組み」にする。</p>	<p>50 男女共同参画の実現に向けた取組は、国連による女性の地位向上に係る活動など、国際社会における様々な取組と連動して進められてきており、我が国も国際社会の一員として、国際的な連携、協力の下に、様々な取組が推進されていることから国際的協調は重要と考えています。</p>
		<p>51 名詞として使用するときには「取組」に、動詞として使用するときには、「取り組み」に統一しました。</p>
	<p>「…教育を含むあらゆる場において…」を「…家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる分野において…」に変更。</p>	<p>52 条例の提言には「教育を含む」を削除しました。</p>
	<p>「男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を営めることができるようにすること。」を追加する。</p> <p>政策決定・立案及び決定への参画 市における施策又は、民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が対等に参画する機会が確保されるよう努める。</p>	<p>53 条例の提言には、事業者の責務 に趣旨を入れています。</p> <p>54 条例の提言には、3基本理念(3)に趣旨を入れています。</p>
市の責務について	<p>整備及び財政上の措置については、男女共同参画の推進にあたり、庁内に「課」としての体制を整備していただき、普及、啓発のためにはならない拠点施設の設置の実現に向けて等、事業に見合った予算を是非とも考えていただくように条例制定に大いに期待いたしております。</p> <p>「体制の整備及び財政上の措置」を明記して、実際の活動が実施できるようにしたことが良い。</p> <p>・男女平等に活動できる施策の企画、調整のために必要な体制の整備、及び財政上の措置</p>	<p>55 議論の参考にさせていただきました。</p>

「(仮称)向日市男女平等をめざす男女共同参画条例」骨子案に対する意見と向日市男女共同参画推進懇話会の考え方

	<p>を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女間に参画する機会の格差が生じた場合、積極的格差是正措置を講じる。 ・優良な取り組みをした事業所の表彰、市民への広報。 ・男女平等参画の推進に関する調査研究・是正・広報活動を積極的におこない充実させる。 ・事業所・市民の理解を深めるために、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女平等参画を促進するための措置を講じる。 	
	<p>内容的にはこのままでよいと思うが、条例としての文体に変える必要がある。</p> <p>本市は、男女共同参画の推進を主要な施策の一つとして位置付けるものとする。</p> <p>本市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む）を総合的に策定し、実施するとともに、その他の施策についても男女共同参画の視点に立って実施するものとする。</p> <p>本市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、府及び国等と相互に連携及び協力を図らなければならない。</p> <p>本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な体制の整備及び財政上の措置を講じなければならない。</p>	56 最終的には、条例の文体となります。
市民の責務	<p>条例としての文体に変える必要がある。</p> <p>市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる分野において、自ら積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。</p>	57 条例の提言に採用いたしました。
	<p>親の教育権の侵害で、憲法違反である可能性がある。又、この事が学校での「過激な性教育の元凶」になっているので、男女共同参画を推進するより、道徳教育に力をおくべきである。</p>	58 男女共同参画社会の実現は、基本法の前文にもあるように国を挙げての緊要な課題となっています。
	<p>市民は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力しなければならない。</p>	59 議論の参考にさせていただきました。
	<p>「市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する」の練り直しが必要。</p>	
	<p>「施策に協力すること」を「施策に協力するように努めなければならない」に変更</p>	60 文言は全体的に統一して提言いたしました。
	<p>市民は基本理念に基づき、家庭・職場・学校・</p>	61 議論の参考にさせていただきました。

「(仮称)向日市男女平等をめざす男女共同参画条例」骨子案に対する意見と
向日市男女共同参画推進懇話会の考え方

	教育関係・地域その他あらゆる場に自ら積極的に参画すると共に、市がおこなう男女が平等に活動できる施策に協力する。	
	履行をどのように推し進めるかが大きな課題ではないか。	62 条例制定後は、市民の方や事業者に広く周知することが必要であると考えています。
事業者の責務について	履行をどのように推し進めるかが大きな課題ではないか。	
	「両立」という言葉を「共生」、「共存」や「バランス」という表現のほうがふさわしいのではないかと思う。	63 議論の参考にさせていただきました。
	「事業者は、…男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、…その他の家庭生活における活動及び職業生活などの活動が両立できる職場環境の整備に努めること。」を「事業者は、…その雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立できる職場環境の整備に努めなければならない。」に変更。	
	本文中の「子育て、家族の介護その他…」の表現は省略する方が簡潔でよい。	
	「…労働者の権利について、啓発に努めなければならない。」に変更	
	「権利を啓発すること」を「権利を啓発するように努めること」に変更。	
	「…施策に協力するよう努めなければならない。」に変更	64 条例の提言に採用いたしました。
	事業所は、今までの長時間労働や働き方をもう一度見直し、発想を変え、個人が求める仕事と家庭生活や勉強のバランスが取れるために必要な柔軟性をもつプログラムを設け、個人がそれぞれの価値観で選択できる仕事の環境を提供することが必要。	65 議論の参考にさせていただきました。
	・事業者は、事業所内における男女平等を実現し、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組む。 ・市民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められることや、男女平等参画に必要と認められることがあるときは市長に申し出ること、市長は男女平等参画に資するよう適切に対応すること。	
性別による人権侵害の禁止	「何人も、地域、学校その他…」を「何人も、職場や学校、地域その他…」に変更	66 条例の提言には、セクシュアル・ハラスメントの起因する場所から考え「職場、地域、

「(仮称)向日市男女平等をめざす男女共同参画条例」骨子案に対する意見と向日市男女共同参画推進懇話会の考え方

について		学校」という並びとしました。
	「何人も、…ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。」に変更。	67 条例の提言に採用いたしました。
	項目を「禁止規定」とする。 ・女性に対する暴力の防止 ・性犯罪、売買春、児童ポルノ、ドメスティックバイオレンス、エイジハラスメント、パワーハラスメント、つきまとい行為の禁止。 ・DV支援において、当事者の真の自立と経済的自立ができるように支援する。民間シェルターの確保、経済的支援。 ・職場や学校、地域社会を含めて一般的なセクシュアルハラスメントの禁止。	68 具体的施策については、男女共同参画基本計画の中で検討します。
9教育における男女平等の推進について	家庭教育を入れるのは、親の教育権や思想信条の自由を蹂躪するもの。男女平等にはいろんな考え方があり、この条例案にあるような特定の考え方を市民に押しつけるのは許されない。民間人の家庭やプライベート部分、意識に干渉することは断じて許されない。	69 基本法第16条では「国及び地方公共団体は、広報活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない」とされています。この「適切な措置」には、「学校教育等、いろいろな面での取り組み」が含まれるとされています。
	項目名の変更 「教育における男女共同参画の推進」に変更	70 条例の提言に採用いたしました。
	「…男女の性別に関わりなく、個性と人権を(が)尊重されなければならない。」の下線部を「男女の性差に配慮しながら」に変更。どうしてもこの変更が受け入れられないならば、「男女の性別に関わりなく」をなくして、「一人ひとりの」を入れてほしい。	71 条例の提言には、「一人ひとりの」を採用いたしました。
	「…男女平等の理念に配慮した…」を「…男女共同参画の理念に配慮した…」に変更。	72 条例の提言に採用いたしました。
	「…男女平等教育に関し、」を「男女共同参画の推進に関する教育に関し、」に変更。	73 議論の参考にさせていただきました。
	を下記に変更して下さい。 「子どもは男女の性別に関わりなく、家庭生活および集団生活の中で個性と人権を尊重されなければならない。」	74 条例の提言には、ご趣旨をふまえました。
	教育現場において最も重要な幼児期よりそれを生活習慣として身につけるなどは論外だと思ふ。	75 議論の参考にさせていただきました。
	子どもは乳幼児期より基本的な生活習慣を通して社会性を身につけるとするのが望ましいと思います。	

「(仮称)向日市男女平等をめざす男女共同参画条例」骨子案に対する意見と向日市男女共同参画推進懇話会の考え方

	<p>家庭教育、学校教育に男女平等で性教育などを行われると、個人の人権を無視され、受動的に偏った考えの方の教を聞いた子ども達は、取り返しのつかない経験を受けかねないものと思います。デリケートな問題です。多くの意見を広く求め、事前に保護者などに教育の方針、具体的な表現などを説明して頂ける機会を作っていただきたい。</p>	
	<p>男女平等教育の推進については、男女平等の名の下に男らしさ、女らしさを否定するような教育にはならないようにお願いします。又、学校において親から見て不必要と思われるような性教育につながるものがないようにお願いします。</p>	
	<p>ここまで親の教育権を侵害する条例で、行き過ぎであると思う。 弊害の多い条項で削除が適当。</p>	
	<p>この項目すべて削除。</p>	
	<p>教育に携わる者は自己尊重の理念に基づく男女平等に配慮した教育を行うとするのが望ましいと思います。</p>	
	<p>男女平等教育に携わる方々、特に次世代を担う子どもたちの保護者の生涯教育研修について、ご留意ください。</p>	<p>76 条例の提言に「教育における男女共同参画の推進」の(2)で言及しています。具体的な施策については、計画で検討します。</p>
10 公衆に表示	<p>「固定的な役割分担及び」の部分を削除。</p>	<p>77 議論の参考にさせていただきました。</p>
する情報に	<p>項目の変更 「情報に関する留意事項」にする。</p>	<p>78 条例の提言は、項目を「情報に関する留意」といたしました。</p>
する留意につ	<p>「公衆に表示する情報」を「市民に対する情報」に変更</p>	
いて	<p>「…性別による固定的な役割分担及び…」を「…性別による固定的な役割分担等の慣行が、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、そうした慣行の影響をできるかぎり、なくすよう配慮しなければならない。」に変更。</p>	<p>79 議論の参考にさせていただきました。</p>
	<p>言論や出版の自由を脅かす表現である。連想される表現とは、いかなる場合まで対象になるのか。</p>	<p>80 女性を性的な対象としてのみ扱うような表現、女性に対する暴力を肯定しているような表現、固定的な性別役割分担を助長する表現などを言います。</p>
	<p>項目を「メディア(公衆に表示する情報に関する配慮)」とする。 ・表現に関する規制を実施する。 ・憲法上の表現の自由を十分に考慮した上で、法規上の規則として、具体的に規定する。</p>	<p>81 議論の参考にさせていただきました。</p>

「(仮称)向日市男女平等をめざす男女共同参画条例」骨子案に対する意見と向日市男女共同参画推進懇話会の考え方

<p>11 基本的施策について (男女共同参画基本計画)</p>	<p>「男女共同参画の推進に関する施策を…基本的な計画を策定すること。」を「市長は、男女共同参画の推進に関する施策を…基本的な計画を策定しなければならない。」に変更。 1「男女共同参画の推進に関する総合的、長期的な大綱」を「男女共同参画の推進に関する施策の総合的、長期的な大綱」に変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「計画を策定するにあたっては…意見を聴くこと。」を「市長は、計画を策定するにあたっては…意見を聴かなければならない。」に変更。 ・「基本計画の策定後は、速やかに公表すること。」を「市長は、基本計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない。」に変更。 ・「社会情勢の変化…見直しをすること。」を「市長は、社会情勢の変化…見直しをするものとする。」に変更。 <p>1の最終行、「社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しをすること」を削除してください。</p>	<p>82 議論の参考にさせていただきました。</p>
<p>(年次報告)</p>	<p>「男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について毎年年次報告を行うこと。」を 「市長は、市が講じた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、毎年報告書を作成し、これを公表しなければならない。(又は公表するものとする。)」に変更。</p>	<p>83 条例の提言には、(2)「市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする」にいたしました。</p>
<p>(推進体制)</p>	<p>「男女共同参画の推進に関する施策に総合的な調整を行い、及び計画的に推進するために必要な体制を整備すること。」を 「本市は、男女共同参画の推進に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するため必要な体制を整備するものとする。」に変更。</p> <p>項目を「推進する行政上の体制整備の規定」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策を企画、調整、推進するための体制を整備する。 ・行政上の位置づけ、担当部署の設置。 ・男女平等参画条例に基づく、実施状況をチェックする機関の設置。 	<p>84 議論の参考にさせていただきました。</p>
<p>(審議会等における積極的格</p>	<p>項目の変更 「審議会等における積極的格差是正措置」を「審議会等における委員の男女</p>	<p>85 議論の参考にさせていただきました。</p>

「(仮称)向日市男女平等をめざす男女共同参画条例」骨子案に対する意見と
向日市男女共同参画推進懇話会の考え方

差是正措置)	比」に変更。	
(拠点施設)	「男女共同参画に関する施策を実施・・・拠点施設を設置すること。を「本市は、男女共同参画に関する施策を実施・・・拠点施設を設置するものとする。」に変更。	86 議論の参考にさせていただきました。
	拠点施設を設置することは、非常に望ましい。	
	「男女平等参画政策を実施・支援・推進する独立したセンターを設置すること」を項目とする。 ・センターの役割の明確化 ・地方公共団体の女性に関する行政とセンターとの関係を明確にし、行政上継続性・普遍性のあるものにする。	
	箱物施設の設置は無駄なこと。 この条例推進のために箱物を建てることなどないようしてください。	87 男女共同参画を推進するための施設が必要である旨を記述したものであり、施設の建設にまで言及するものではありません。
(調査研究)	「男女共同参画の推進に関し必要な調査研究を行うこと。」を「本市は、男女共同参画の推進に関し必要な調査研究を行うものとする。」に変更。	88 文言上のことであり、統一しました。
(普及・啓発)	「男女共同参画に対する理解を深めるために必要な普及・広報活動を実施すること。」を「本市は、男女共同参画の基本理念に対する理解が深まるよう、広報活動等を通して、その普及・啓発に努めるものとする。」に変更。	89 議論の参考にさせていただきました。
	具体的手法にどのように取り組んでいくのか気になる。	90 今後、男女共同参画基本計画の中に盛り込んでいきます。
(民間活動の支援)	項目の変更 「民間活動に対する支援」にする。	91 条例の提言に採用いたしました。
	「市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取り組みを支援するため、情報提供等必要な措置を講ずること。」を「本市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取り組み活動を支援するため、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。」	92 議論の参考にさせていただきました。
(苦情処理について)	「市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと見られる施策に関する苦情があるときは、市長に申し出ることができる」を「市民及び事業者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと見られる施策に関して苦情があるときは、市長に申し出ることができる」に変更。	93 議論の参考にさせていただきました。

「(仮称)向日市男女平等をめざす男女共同参画条例」骨子案に対する意見と向日市男女共同参画推進懇話会の考え方

	<p>「講ずるもの」を「講じるもの」に変更。</p> <p>苦情処理のところに1項追加してください。 第三者による苦情処理機関の設置。</p> <p>苦情処理委員会の設置も他の自治体で問題になっている。「男女の特性を生かし」という文章を入れていただきたい。苦情処理委員会の設置は財政的に不必要である。</p> <p>必要ない。</p> <p>項目を「苦情処理に関して」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理システムの整備。 ・被害者救済のシステム、個別的な人権侵害の被害者を救済するシステムを行政から独立したものにす。 	
(相談体制)	<p>「性別による差別的扱いその他男女共同参画の推進を阻害する…講ずること。」を「本市は、性別による差別的扱いその他男女共同参画の阻害する…講じなければならない。」に変更。</p>	94 議論の参考にさせていただきました。
	<p>相談体制のアフターケアについてどのように取り組んでいくのか気になる。</p>	95 男女共同参画基本計画の中で検討していきます。
基本的施策	<p>項目を「財政措置の確保」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画条例を推進、実施していくための財政の確保、補助金の交付。 	96 条例の提言の「市の責務」(4)で明記しています。
男女共同参画審議会の設置について	<p>について変更してください。</p> <p>委員は10人以内とし、半数を市・市民・事業者からの公募に基づき市長が委嘱する。</p> <p>委員の数について、明確な数値を表記したことが良い。</p> <p>審議会の設置については、審議会の委員が偏った考え方の人たちでしめられることのないように十分配慮してください。</p> <p>男女共同参画審議会に公募の委員も加えること</p> <p>必要ない。</p> <p>項目の変更 「男女共同参画審議会」に変更。</p> <p>を とし、変更する。</p> <p>「男女共同参画の推進に関する重要事項については、市長の諮問に応じて調査審議する。又、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べる事ができる。」</p> <p>「男女共同参画の推進に関する重要事項については、市長の諮問に応じて、調査し、審議するとともに、また、男女共同参画の推進に関する当該事項について、市長に対し意見を述べる事ができる。」</p>	97 議論の参考にさせていただきました。

「(仮称)向日市男女平等をめざす男女共同参画条例」骨子案に対する意見と向日市男女共同参画推進懇話会の考え方

<p>を とし主語を入れる。「委員10人以内をもって組織し、市長が委嘱する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の4未満であってはならない。」を「審議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は市長が委嘱する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。」に変更。</p>	<p>同上</p>
<p>を とし、変更する。「委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。」を「委員の任期は、2年とする。(ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。) 2委員は、再任されることができる。」に変更。</p>	
<p>項目を「審議会の設置」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長の諮問に応じ、独自に調査して市長に意見を述べることのできる審議会を設置する。 ・審議会の設置条項、組織条項、委員条項、会議条項、任期条項(任期の期限を定める)について規定する。 ・男女いずれか一方の委員の数は委員総数の10分の4未満であってはならない、また、委員総数のうち4分の1は公募に応じた者の中から任命する。 ・委員選出に関しては民主的な手続きを定め、住民参加のシステムを規定する。 	